

業務改善助成金(特例コース)

交付申請書等の書き方と留意事項について

交付申請書(交付要綱様式第1号) 1/2

業務改善助成金特例コースの交付を受けようとする事業者は、交付申請書(様式第1号)に記載の書類(2ページ参照)を添えて、事業実施年度の別途定める日(令和5年1月31日)までに所轄労働局長に同申請書を提出しなければなりません。申請後に、所轄労働局から「交付決定」又は「不交付決定」の通知があります。交付決定の通知を受けとる前に業務改善計画の実施及び助成対象経費を支出した場合は、助成対象となりませんのでご注意ください。

なお、申請にあたっては、令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、賃金を30円以上引き上げていることが必要となります。

様式第1号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

住 所 ●●県▲▲市■町 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金特例コース)

交付申請書

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金特例コース)の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 523,000円

2 事業の目的及び内容

業務改善事業として、POS レジシステムの導入、レジカウンターの増設等を行う。

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 別紙1(3ページ参照)の「国庫補助金所要額調書」の②「I 国庫補助所要額」を記入してください。

④ 業務改善計画の概要を記入してください。

交付申請書(交付要綱様式第1号) 2/2

設備投資にかかる助成対象経費の消費税額は、税抜か税込どちらかを選択してください。消費税はその制度上、各取引段階において二重、三重に消費税が課されないよう、税の累積を排除するために、事業者の納付税額の計算に当たっては、その段階で課された消費税額を控除する制度（仕入税額控除制度）が設けられています。令和元年度より原則として消費税額を除いて助成金額を算定した場合は、様式第11号（18ページ参照）による仕入控除税額報告は不要となりました。

ただし、免税事業者や簡易課税事業者および消費税法別表第3に掲げる法人等に該当する申請者は、消費税を助成対象経費に含めて助成金額を算定できるものとしています。なお、消費税額込で算定し助成を受けた場合は、仕入控除税額報告が必要になります。

交付申請時

課税事業者である場合等、消費税額を除いて、交付決定、助成金の受給

免税事業者、簡易課税事業者、消費税法別表第3に掲げる法人等は、消費税額を含めて、交付決定、助成金受給が可能

交付額確定後

消費税額の確定に伴う報告は不要

消費税額の確定に伴う報告書を提出（仕入控除税額が0円の場合を含む）

助成金に係る仕入控除税額がある場合、当該仕入控除税額を返還

3 消費税の適用に関する事項（該当するもの一つに○）

(1) ☒ ア 消費税額を助成対象経費に含めないで国庫補助所要額を算定 イ 消費税額を助成対象経費に含めて国庫補助所要額を算定	
(2) (1) でイを選択した理由	
ア 免税事業者である	ウ 消費税法別表第3に掲げる法人である 5
イ 簡易課税事業者である	エ ア〜ウ以外の者であって、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する

4 国庫補助金所要額調書（別紙1）

6

（添付資料）

7

- 事業実施計画書（別紙2）
- 助成対象経費の見積書
- 交付要綱第4条第1項第1号のア又はイの要件を満たす以下のいずれかの申出書
 - 生産指標に係る事業活動の状況に関する申出書（様式第1号-2）
 - 利益率に係る事業活動の状況に関する申出書（売上高総利益率）（様式第1号-3）
 - 利益率に係る事業活動の状況に関する申出書（売上高営業利益率）（様式第1号-4）
- 賃金引上げを確認できる書類（賃金を引き上げた労働者に係る引上げ前2月分及び引上げ後2月分の賃金台帳の写し等）
- 就業規則等の写し等
（就業規則等がない場合は、交付要綱第4条第1項第2号に規定する事業場内最低賃金の引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることの申出書（様式第1号-5））
- その他参考となる書類

5 詳しくは総務省行政管理局が運営する電子政府の総合窓口（e-Gov）
<https://www.e-gov.go.jp/>から検索できますのでご参照ください。

6 次ページを参考に、別紙1を記入してください。

⑦ 添付資料

- 「事業実施計画書（別紙2）」の記入例は、次ページ以降（3～6ページ）を参照してください。
- 「3」の申出書については、「様式第1号-2～4」のいずれかの申出書を提出してください。
- 賃金台帳は、引き上げ前の時間給又は時間換算額が、引上げ後の事業場内最低賃金に満たない労働者のものを提出してください。（本記入例の場合は引上げ前の時間給又は時間換算額が940円以下の労働者分）
- 令和3年7/16～令和4年12/31の間に引き上げた賃金の額が事業場内で最も低い賃金額となることを、就業規則等で定めていなかった場合は、「労働者の下限の賃金額についての申出書」を作成して提出してください。

(別紙1) 国庫補助金所要額調査

別紙1

国庫補助金所要額調査

区分	総事業費	収入額	差引額 (A－B)	対象経費 支出予定額	対象経費支出 予定額 (D) に助成率 (※ 1) を乗じた 額	基準額 (上限 額) ※ 2	選定額 (EとFを比較し て少ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを比較し て少ない方の額)	国庫補助 所要額 (L,000円未満切り 捨て) ※ 3
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金 (業 務改善助 成金特例 コース)	653,800 ①	0	653,800	653,800	523,040	700,000	523,040	523,040	523,000 ②
	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※ 1 事業場内最低賃金 920 円未満の事業場においては 5 分の 4、事業場内最低賃金 920 円以上の事業場においては 4 分の 3 とする。 ③

※ 2 別表第 1 の第 3 欄に定める上限額

※ 3 I 欄の国庫補助所要額は (税抜・税込) である。(いずれかに○をすること。) ④

- ① 消費税は※ 2 に基づき税
抜か税込どちらか選択した
金額を記入してください。
- ② 「H 国庫補助基本額」の
金額から千円未満を切り捨
てた金額を記入してください。
- ③ 該当する助成率に○をつ
けてください。
- ④ 消費税について該当する
方に○をつけてください。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号別紙2) 1/3

別紙2

事業実施計画書

1 申請企業の規模等	①資本金又は 出資の総額 300万円 ③本店所在地 東京都千代田区霞が関 0-0-0	②企業全体で 常時使用する 労働者の数 15人					
2 業務改 善等を行う 事業場	①事業場の名称 厚生労働株式会社 ●●支店 ②労働保険番号 X X 1 0 1 2 3 4 5 6 7 - 0 0 0 ③所在地 〒000-0000 ●●県▲▲市■町 0-0-0 ④電話番号 ×××-××××-×××× ⑤常時使用する労働者の数 4人 ⑥事業内容 酒小売業 産業分類 大分類 卸売業・小売業 中分類 飲食料品小売業 ③						
3 助成事業の概要	(1) 賃金引上げの実施結果 ア 事業場内で最も低い賃金 (以下「事業場内最低賃金」という。) の引上げ結果 (7) 賃金計算期間 毎月 1 日～末日 (4) 賃金支払日 翌月 15 日 (7) 別表第 1 の第 3 欄に基づく引上げ労働者数 4人 (x) 引上げ年月日及び額 令和○年 ○月 ○日 引上げ額 30 円 (910 円から 940 円へ) イ 常時使用する労働者の賃金状況 ※該当者が多く書き切れない場合は、別紙 (様式任意) に記入すること。 ⑤						
労働者職氏名	性別	生年月日	採用年月日	引上げ前の 時間額	引上げ 年月日	引上げ後の 時間額	引上げ 額
販売員 労働 花子	女	平成元年 5月1日	平成 26 年 10月1日	910円	令和○年 9月1日	940円	30円
販売員 厚生 月子	女	平成 2 年 10月1日	平成 27 年 11月1日	920円	令和○年 9月1日	950円	30円
販売員 基準 一郎	男	昭和 56 年 9月1日	平成 25 年 4月1日	930円	令和○年 9月1日	960円	30円
リーダー 雇用 太郎	男	昭和 50 年 7月1日	平成 20 年 3月1日	930円	令和○年 9月1日	960円	30円

- ①② 法人の場合に記入してく
ださい。
- ③ 日本標準産業分類に基づき
記入してください。
日本標準産業分類について
は総務省のホームページ
([http://www.soumu.
go.jp/toukei_toukats
u/index/seido/sangy
o/02tougatsu01_030
00023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02tougatsu01_03000023.html))をご覧ください。
なお、助成金の対象となる
中小企業事業者かどうかは
4 ページをご覧ください。
- ④ 事業場内最低賃金を引上
げた労働者だけでなく、引上
げ後の賃金額を下回る労働
者のうち 30 円以上引上げ
た労働者も含めて人数を記
入してください。
- ⑤ 令和3年7月16日～令和
4 年12月31日の間に賃金
を引き上げた労働者すべてに
ついて記入するほか、「⑤常
時使用する労働者の数」に含
まれる労働者全員について記
入してください。

【助成対象の中小企業】

助成対象の中小企業事業者とは、
業種（下表及び交付要領別紙 1 参照）
に応じて、右表の

- ① 資本金の額又は出資の総額
- ② 常時使用する企業全体の労働者数

のいずれかの要件を満たすものをいいます。

業種	① 資本金の額又は出資の総額	② 常時使用する企業全体の労働者数
製造業その他 (下記以外)	3 億円以下の法人	300人以下
卸売業	1 億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

(第13回改定(平成26年4月1日施行))

中小企業基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸 売 業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類50(各種商品卸売業) 中分類51(繊維・衣服等卸売業) 中分類52(飲食品卸売業) 中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業) 中分類54(機械器具卸売業) 中分類55(その他の卸売業)
小 売 業	大分類I(卸売業、小売業)のうち 中分類56(各種商品小売業) 中分類57(繊維・衣服・身の回り品小売業) 中分類58(飲食品小売業) 中分類59(機械器具小売業) 中分類60(その他の小売業) 中分類61(無店舗小売業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類76(飲食店) 中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サ ー ビ ス 業	大分類G(情報通信業)のうち 中分類38(放送業) 中分類39(情報サービス業) 小分類411(映像情報制作・配給業) 小分類412(音声情報制作業) 小分類415(広告制作業) 小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業) 大分類K(不動産業、物品賃貸業)のうち 小分類693(駐車場業) 中分類70(物品賃貸業) 大分類L(学術研究、専門・技術サービス業) 大分類M(宿泊業、飲食サービス業)のうち 中分類75(宿泊業) 大分類N(生活関連サービス業、娯楽業) ※ただし、小分類791(旅行業)は除く 大分類O(教育、学習支援業) 大分類P(医療、福祉) 大分類Q(複合サービス事業) 大分類R(サービス業<他に分類されないもの>)
製造業その他	上記以外の全て

事業実施計画書(交付要綱様式第1号別紙2) 2/3

(2) 業務改善計画		
必要性、内容及び実施方法	実施予定時期	費用見込額
※生産性向上、労働者の労働能率の増進に効果があることを具体的に記入してください。 ⑥ (記載内容例) (1)現状の作業方法(問題点)、所要時間等 現在、お客様が来店された時、商品の会計をすべて手作業で行っており、繁忙時のレジ待ちの行列や、会計ミス等が頻発している。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていない。 また、毎日在庫の確認や精算処理を2時間かけて行っており、そのために営業時間の短縮を行う日もある。 (2)設備投資など業務改善計画の内容 ※ 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う取組に関連する経費(要綱の別表2(その2)参照)がある場合は、その計画内容も記載すること <生産性向上等に資する設備投資等> POS レジシステムを導入する。(※これにより、精算処理の効率化だけでなく在庫管理や売上データが一元管理され、繁忙時のレジ待ちが削減され生産性向上が見込まれる。) <関連する経費> レジカウンターの増設・レイアウト変更。(※POS レジシステムを設置するため狭隘になるレジカウンターのレイアウト変更。) (3)計画の実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果 POS レジシステムを導入することにより、①手作業の会計負担が軽減される、②お客様の待ち時間が短縮される、③在庫管理や精算処理が効率化される、④売上データをマーケティングに活用できるほか、 日々の在庫の確認や精算処理を20分でできるようになるので労働者の労働能率の増進が見込まれる。	⑦ 令和〇年〇月〇日	⑧ <設備投資等> POS レジ本体 250,000 円 周辺機器 100,000 円 <関連する経費> 増改築費 203,800 円 カウンター台 100,000 円 ⑨
生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の費用の合計 (①)		350,000 円
生産性向上等に向けた取組に関連する経費の費用の合計 (②)		303,800 円
⑩ 費用見込額合計 (①+②)		653,800 円

⑥ 各改善事業が、生産性向上、労働能率の増進に資するものであることが分かるよう、できるだけ具体的に記入してください。

⑦ 各改善事業の中で、実施時期が最も遅いものを記入してください。

⑧ 各改善事業(各品目)ごとに見込まれる費用額を記入してください。

⑨ 生産性向上等に資する設備投資等」及び「関連する経費」ごとの合計額を記入してください。

⑩ 別紙1「国庫補助金所要額調書」(3ページ参照)の①「A 総事業費」と一致します。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号別紙2) 3/3

(3) 事業完了予定期日※1		令和〇年 〇月 〇日	11
4 賃上げ日から起算して3月前の日から申請日までの解雇等の状況※2 (交付要綱第4条第3項第1号関係)			
なし			
5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第4条第3項第1号のニ関係)		有・無	
有の場合、助成金の名称		14	
6 過去の業務改善助成金の受給の有無 (交付要綱第4条第3項第2号関係)		有・無	
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額		910円	
7 労働関係法令違反の有無 (交付要綱第4条第3項第3号関係)		15-1 有・無	
8 補助金等の決定取消し等の有無(過去3年) (交付要綱第4条第3項第4号関係)		有・無	
9 暴力団関係事業場の該当の有無 (交付要綱第4条第3項第5号関係)		15-2 有・無	
10 破壊活動防止法の該当の有無 (交付要綱第4条第3項第6号関係)		有・無	
11 徴収金の滞納の有無 (交付要綱第4条第3項第7号関係)		有・無	
12 倒産の有無 (交付要綱第4条第3項第8号関係)		有・無	
13 不正受給の公表同意の有無 (交付要綱第4条第3項第9号関係)		有・無	
14 振込を希望する金融機関			
金融機関名	〇〇銀行	支店名	△△支店
口座の種類	普通・当座	口座番号	1234567
(フリガナ) 口座名義	(コウセイロウドウカブシキガイシャマルマルシテン) 厚生労働株式会社 ●●支店		
15 その他			

※1 事業完了予定期日とは、①導入機器等の納品日、②助成対象経費の支払完了日のいずれか遅い日

※2 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。)のほか、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

11 欄外の※1に基づき、導入機器等の納品日又は助成対象経費の支払完了日のいずれか遅い日を記入してください。
なお、当年度末(3月末日)までに事業完了するよう設定してください。

12 欄外の※2に基づき記入してください。不支給要件の解雇などがあった場合には、支給後であっても全額返還になります。

13 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体などの補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その名称を記入してください。

14 過去に業務改善助成金を受給した場合には、「有」に○をつけ、当該事業で定めた事業場内最低賃金額を記入してください。
なお、その額を下回る労働者がいる場合、支給対象となりません。

15-1 申請書の提出日の前日から起算して1年前の日以降において、労働関係法令に違反していることが明らか(司法処分等)である場合には支給対象となりません。

15-2 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成を受け、又は受けようとしたことにより、申請先の労働局長から過去3年以内に助成金の決定の取消しその他これに準ずる処分を受けている場合は支給対象となりません。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号-2)

様式第1号-2

新型コロナウイルス感染症
による生産指標減少

生産指標に係る事業活動の状況に関する申出書

交付要綱第4条第1項第1号のアに規定する要件について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生産指標（生産量又は売上高等）の令和3年4月から令和4年12月までの間の連続した任意の3か月間の平均値が、前年、前々年又は3年前同期に比べ、30%以上減少していることを申し出ます。

下記の記載事項について、いずれも相違ありません。
また、申請後、労働局の立ち入り検査に協力します。

○年 ○月 ○日

住 所 ●●県▲▲市■町0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

●●労働局長 殿

①-1

①-2

	A 裏面の3に指定する期間の指標 3年 4月 1日から 3年 6月30日まで	B Aに対応する前年、前々年又は 3年前同期の指標 元年 4月 1日から 元年 6月30日まで	C A/B×100	添付書類
月間生産量 又は売上高等 ()	売上高 2,100 万円	売上高 3,000 万円	70	売上月報

①-1 令和3年4月から令和4年12月までの間の「連続した任意の3か月」を指定してください。

①-2 ①-1の期間に対応する「前年、前々年又は3年前」の期間を記入してください。

② 裏面（留意事項）の2の記載事項に従って、①-1及び①-2の期間におけるそれぞれの生産指標を記入してください。

③ 裏面（留意事項）の7の例を参考に記入してください。
なお、生産指標の減少理由については、新型コロナウイルス感染症の影響によるものに限りますが、新型コロナウイルス感染症以外の要因が明らかである場合を除き、幅広く認められます。

③ ○生産量等の減少理由について、事業者の事業内容と新型コロナウイルス感染症の影響との関わりを明確にして簡潔に記述してください。

当社は酒・日用雑貨等の小売り販売店を営んでいるが、緊急事態宣言下で飲食店からの注文が減少し、これに伴って売上高が前々年比で30%減少した。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号-3)

様式第1号-3

物価高騰による利益率減少1
(売上高総利益率)

利益率に係る事業活動の状況に関する申出書

(売上高総利益率)

交付要綱第4条第1項第1号のイに規定する要件について、原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、令和3年4月から令和4年12月の間のうち任意の1月における売上高総利益率について、5%ポイント以上低下していることを申し出ます。

下記の記載事項について、いずれも相違ありません。

また、申請後、労働局の立ち入り検査に協力します。

〇年 〇月 〇日

住 所 ●●県▲▲市■町 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

●●労働局長 殿

A 裏面の2に指定する期間の			B Aに対応する前年同期の			3	4
4年 5月 1日から			3年 5月 1日から			C (b-a)	添付書類
4年 5月31日まで			3年 5月31日まで				
売上高 a1	売上総利益 a2	売上高 総利益率 a (a2/a1) ×100	売上高 b1	売上総利益 b2	売上高 総利益率 b (b2/b1) ×100	5.2	損益計算書
2,500万円	577.5万円	23.1	2,100万円	594.3万円	28.3		

②

○売上高総利益率の減少理由について、事業者の事業内容と原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因との関わりを明確にして簡潔に記述してください。

当社は酒や日用雑貨等の小売り販売店を営しているが、小麦粉などの日常消費財の仕入れ値が高騰し、併せて燃料費も高騰したため、売上高総利益率が前年同月比で5.2%減少した。

(表面)

①-1 令和3年4月から令和4年12月までの間の「任意の1か月」を指定してください。

①-2 ①-1の期間に対応する前年の期間を記入してください。

② 裏面(留意事項)の2及び3の記載事項に従って、①-1及び①-2の期間におけるそれぞれの数値を記入してください。

③ 裏面(留意事項)の4の記載事項に従って、利益率の差の数値を記入してください。

④ 裏面(留意事項)の5の記載事項に従って、②の数値を証する書類名を記入してください。

⑤ 裏面(留意事項)の6の例を参考に記入してください。

なお、利益率の減少理由については、原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因の影響によるものに限りますが、原材料費の高騰等以外の要因が明らかである場合を除き、幅広く認められます。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号-4)

様式第1号-4

物価高騰による利益率減少2
(売上高営業利益率)

利益率に係る事業活動の状況に関する申出書

(売上高営業利益率)

交付要綱第4条第1項第1号のイに規定する要件について、原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、令和3年4月から令和4年12月の間のうち任意の1月における売上高営業利益率について、5%ポイント以上低下していることを申し出ます。

下記の記載事項について、いずれも相違ありません。

また、申請後、労働局の立ち入り検査に協力します。

○年 ○月 ○日

住 所 ●●県▲▲市■町0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

●●労働局長 殿

A 裏面の2に指定する期間の			B Aに対応する前年同期の			C (b-a)	添付書類
①-1			①-2				
4年 5月 1日から			3年 5月 1日から				
4年 5月31日まで			3年 5月31日まで				
売上高 a1	営業利益 a2	売上高 営業利益率 a (a2/a1) × 100	売上高 b1	営業利益 b2	売上高 営業利益率 b (b2/b1) × 100		
2,500万円	-42.5万円	-1.7	2,100万円	79.8万円	3.8	5.5	損益計算書
②							

①-1 令和3年4月から令和4年12月までの間の「任意の1か月」を指定してください。

①-2 ①-1の期間に対応する前年の期間を記入してください。

② 裏面(留意事項)の2及び3の記載事項に従って、①-1及び①-2の期間におけるそれぞれの数値を記入してください。

③ 裏面(留意事項)の4の記載事項に従って、利益率の差の数値を記入してください。

④ 裏面(留意事項)の5の記載事項に従って、②の数値を証する書類名を記入してください。

⑤ 裏面(留意事項)の6の例を参考に記入してください。

なお、利益率の減少理由については、原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因の影響によるものに限りますが、原材料費の高騰等以外の要因が明らかである場合を除き、幅広く認められます。

○売上高営業利益率の減少理由について、事業者の事業内容と原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因との関わりを明確にして簡潔に記述してください。

当社は酒や日用雑貨等の小売り販売店を経営しているが、小麦粉などの日常消費財の仕入れ値が高騰し、併せて燃料費も高騰したため、売上高営業利益率が前年同月比で5.5%減少した。

事業実施計画書(交付要綱様式第1号-5)

様式第1号-5

交付要綱第5条第1項第4号に規定する事業場内最低賃金引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることの申出書

交付要綱第4条第1項第1号のイに規定する令和3年7月16日以降令和4年12月31日までの間に引き上げた下記の事業場内最低賃金の額は、事業場で使用する労働者の下限の賃金額であることに相違ありません。

記

事業場内最低賃金 940 円

①

上記の事業場内最低賃金について、以下の方法により、所属労働者への周知を実施しました。

- ☒ 社内メール
- ☐ 事務所の見やすい場所への掲示
- ☐ 労働者に直接文書を送付
- ☐ その他 ()

②

○年 ○月 ○日

住 所 ●●県▲▲市■町0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

●●労働局長 殿

① 様式第1号別紙2「事業実施計画」3（1）ア（エ）のうち引き上げ後の事業場内最低賃金額を記入してください。

② いずれかの方法により労働者へ周知を行うことが必要です。
周知方法は複数回答可。
「その他」に○した場合は、（ ）内に実施した周知方法をご記入ください。

事業計画変更申請書(交付要綱様式第3号)

交付決定を受けた助成事業者は、軽微な変更を除き、助成対象経費の額又は配分に変更がある場合、その他申請書の内容を変更するときは、あらかじめ計画変更申請書(様式第3号)を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなければなりません。

ただし、調達した結果、申請時の見積額より安価となった場合は、この申請書の提出は不要です。

様式第3号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

住所 ●●県▲▲市■町0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

(代理人の場合)

住所

事業場名

代理人氏名

令和○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金特例コース)
事業計画変更申請書

令和○年○月○日○労発雇均第○号をもって交付の決定を受けた標記補助金について事業
実施計画の変更の承認を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

1 変更を受けようとする理由

導入予定であった POS レジシステムについて、今後の処理件数の増大に対処するため、
より処理能力の高い高額な機種に変更するべく費用見込額に変更が生ずるため。

2 国庫補助金所要額変更調書(別紙)

3 事業変更計画書

4 その他参考となる関係資料

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付決定を受けた事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 変更の理由を、できるだけ具体的に記入してください。

④ 下の記入例を参考に、別紙の調書を記入してください。

⑤ 事業変更計画書は、様式が決まっていますので、既に提出した事業計画書の変更内容が分かるように**任意の様式で作成**してください。

(別紙)国庫補助金所要額変更調書

別紙

国庫補助金所要額変更調書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出予定額	対象経費 支出予定額(D) に助成率(※1) を乗じた額	基準額 (上限額) ※2	選定額 (EとFを 比較して少 ない方の額)	国庫補助 基本額 (CとGを比 較して少ない 方の額)	国庫補助 所要額 (I,000円未満 切り捨て) ※3	既交付 決定額	今回追加 (減少)額 (I-J)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金特例 コース)	900,000 ①	0	900,000	900,000	720,000	700,000	700,000	700,000	700,000	523,000	177,000 ②
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 事業場内最低賃金920円未満の事業場については5分の4、事業場内最低賃金920円以上の事業場については4分の3とする。

※2 別表第1の第3欄に定める上限額

※3 I欄の国庫補助所要額は(税抜・税込)である。(いずれかに○をすること。)

① 消費税は※2に基づき税抜か税込どちらか選択した金額を記入してください。

② 事業計画の変更により、追加、又は減少する補助金の額を記入してください。

③ 該当する助成率に○をつけてください。

④ 消費税について該当する方に○をつけてください。

事業廃止承認申請書(交付要綱様式第5号)

交付決定を受けた助成事業者は、交付の要件（交付要綱第4条）を満たすことができなくなった場合、事業廃止承認申請書（様式第5号）を所轄労働局長に提出し、その承認を受けなくてはなりません。

様式第5号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

住 所 ●●県▲▲市■町 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

- 1 事業場の所在地、名称を記入してください。交付決定を受けた事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。
- 2 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）

事業廃止承認申請書

令和○年○月○日○労働均第○号をもって交付決定を受けた令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）の助成対象事業について、廃止したいので、令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の実績

交付決定額	助成金充当額	不用額
523,000 円	0 円	523,000 円

2 交付対象事業の廃止日

令和○年 ○月 ○日

3 事業を廃止する理由

導入予定だったPOSレジシステムに問題があり、導入を行わないことにしたため。

- 3 すでに補助金の一部を事業に充てた場合は、その額を引いた不用額を記入してください。
- 4 事業の廃止を決定した日を記入してください。
- 5 廃止の理由を、できるだけ具体的に記入してください。

事業完了予定期日変更報告書(交付要綱様式第7号)

支給決定を受けた助成事業者は、予定の期間内（事業実施計画書の事業完了予定日まで）に事業が完了できないと見込まれる場合は、速やかに事業完了予定期日変更報告書（様式第7号）を所轄労働局長に提出し、その指示を受けなければなりません。

様式第7号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

住 所 ●●県▲▲市■町 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）

事業完了予定期日変更報告書

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）に係る事業完了予定期日の変更について、下記のとおり報告します。

記

1 事業完了予定期日

変更前 令和○年 ○月 ○日

変更後 令和○年 ○月 ○日

2 経費所要額

交付決定額 (交付決定年月日)	令和○年度 受入済額	令和○年度への 要繰越額	不用額
523,000 円 (令和○年○月○日)	0 円	0 円	0 円

3 予定の期間内に完了しない（助成事業の遂行が困難になった）理由

導入予定だった POS レジシステムの納品がメーカーの都合で遅れるため。

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 当年度末（3月末日）までに事業完了するよう設定してください。

④ 交付決定額と交付決定年月日は、交付決定通知書に記載された助成金の額と、通知書の日付を記入してください。

⑤ 事業完了予定期日が変更になった理由を、できるだけ具体的に記入してください。

状況報告(交付要綱様式第8号)

- ・賃金を引き上げてから支払請求を行った日の前日

又は

- ・賃金を引き上げてから6月を経過した日

のいずれか遅い日までの、助成金の交付に必要な行為の実施状況について、それぞれの日から起算して1月以内に所轄労働局長に報告しなければなりません。

様式第8号

令和〇年〇月〇日

〇〇労働局長 殿

〒000-0000 (11-11-11-11-11-11)

申請事業主 住所 ●●県▲▲市■町0-0-0

氏名 厚生労働株式会社 ●●支店
代表取締役 厚労太郎

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

状 況 報 告

令和〇年〇月〇日労働局第〇号をもって交付額確定の通知を受けた令和〇年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金特例コース)について、令和〇年〇月〇日現在の助成金を受けた事業場の賃金の状況を下記により報告します。

なお、下記の記載内容について、相違ありません。

記

1 対象期間について

第4条第1項に定める賃金額を引き上げてから令和〇年〇月〇日まで

2 対象期間における解雇等※の有無について

(該当あり ・ 該当なし) (注) いずれかに○をすること。

(注) 2に該当する労働者について、対象期間中の賃金台帳の写しを添付すること。

※ 解雇等とは、解雇(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。)のほかに、①その者の非違によることなく勸奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少(天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。)に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 欄外の※に基づき、該当の有無いずれかに○をつけてください。

事業実績報告書(交付要綱様式第9号)

助成事業者は、交付決定を受けた事業実施計画が完了（導入機器等の納品、助成対象経費の支払のすべてが完了）したときは、当該完了日から起算して1月を経過する日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までの間に、事業実績報告書（様式第9号）に記載の書面を添えて所轄労働局長に同報告書を提出しなければなりません。事業完了が予定期日より早まった場合には、実際に完了した日が完了日になります。

様式第9号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

住 所 ●●県▲▲市■町 0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

令和○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）

事業実績報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 国庫補助金精算書（別紙1）

2 事業実施結果報告（別紙2）

3 導入した設備投資等の内容を証する書類（納品書、導入物の写真等）

4 経費の支出を証する書類（請求書、領収書等の写し、費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し）

5 その他参考となる書類

6 業務改善助成金特例コースに係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定する時期

令和○年○月頃

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 16ページを参考に、別紙1を記入してください。

④ 16ページを参考に、別紙2を記入してください。

⑤ 消費税について税込で国庫補助所要額を算定した事業場は、「消費税・地方消費税に係る仕入控除税額」が確定する予定時期を記入してください（国庫補助金精算書（別紙1）参照）。なお、税額の確定後は、速やかに「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（18ページ）をご提出ください。

(別紙1) 国庫補助金精算書

別紙1

国庫補助金精算書

区分	総事業費	収入額	差引額 (A-B)	対象経費 支出済額	対象経費支 出済額 (D)に助 成率(※ 1)を乗じ た額	基準額 (上限額) ※2	選定額 (EとF を比較し て少ない 方の額)	国庫補助 基本額 (CとG を比較し て少ない 方の額)	国庫補助 所要額 (1,000 円未満切 り捨て) ※3	交付決定 額	国庫補助 受入済額	差引 過不足額 (K-I)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L
中小企業 最低賃金 引上げ支 援対策費 補助金(業 務改善助 成金特例 コース)	900,000 ①	0	900,000	900,000	720,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	0	▲700,000 ②
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※1 事業場内最低賃金920円未満の事業場については5分の4、事業場内最低賃金920円以上の事業場については4分の3とする。③

※2 別表第1の第3欄に定める上限額

※3 I欄の国庫補助所要額は(税抜・税込)である。(いずれかに○をすること。) ④

① 消費税は※2に基づき税抜か税込どちらか選択した金額を記入してください。

② 受入済の補助金(K)から所要額(I)を差し引いた額(▲)を記入してください。

③ 該当する助成率に○をつけてください。

④ 消費税について該当する方に○をつけてください。

(別紙2) 事業実施結果報告 1/2

別紙2

事業実施結果報告

1 申請企業の規模等		①資本金又は出資の総額 300万円		②企業全体で常時使用する労働者の数 15人	
		③本店所在地 東京都千代田区霞が関0-0-0			
		④法人番号(個人事業主は記載不要)		0123456789101	
2 業務改善等を行った事業場		①事業場の名称 厚生労働株式会社 ●●支店			
		②労働保険番号 X X 1 0 1 2 3 4 5 6 7 - 0 0 0			
		③所在地 〒000-0000 ●●県▲▲市■町0-0-0		②	
		④電話番号 ××××××××××××××		⑤常時使用する労働者数 4人	
		⑥事業内容 酒小売業			
		産業分類 大分類 卸売業・小売業 中分類 飲食料品小売業		③	
3 助成事業の実施結果					
(1) 業務改善計画の実施結果(納品書、領収書、導入物の写真等を添付すること。)					
必要性、内容及び実施方法		実施時期		費用額	
※計画を実施したことによる効果を具体的に記入してください。④		令和○年○月○日		900,000円	
(記載内容例)		⑤		⑥	
(1) 導入した設備投資等 ※ 生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う取組に関連する経費(要綱の別表2(その2)参照)がある場合は、その実施内容も記載すること <生産性向上等に資する設備投資等> POSレジシステムの導入 <関連する経費> レジカウンターの増設・レイアウト変更				<設備投資等> POSレジ本体 340,000円 周辺機器 140,000円 <関連する経費> 増改築費 320,000円 カウンター台 100,000円	
(2) 計画の実施による生産性向上、労働能率の増進、業務改善の効果 (導入前と比べて、どれくらい効果があつたか等具体的に記入すること。) 導入前は、お客様が来店された時、商品の会計をすべて手作業で行っており、繁忙時のレジ待ちの行列や、会計ミス等が頻発していた。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていなかった。 導入後は、①手作業の会計負担が軽減され、従来の1.5倍の早さで処理できるようになり、②混雑時のレジ待ちがなくなり、③在庫管理や精算処理が効率化され、④売れ筋商品の動向把握が可能になり、販売データをマーケティングに活用することができた。 日々の在庫確認や精算処理を20分でできるようになり、1日100分作業時間を短縮することができた。					

①② 法人の場合に記入してください。

③ 日本標準産業分類に基づき記入してください。

④ 各改善事業が、生産性向上、労働能率の増進に資するものであることが分かるよう、できるだけ具体的に記入してください。

⑤ 左記の各改善事業(設備投資等の導入)のうち、最も遅いものを記入してください。

⑥ 各改善事業の費用の合計額を記入してください。

(別紙2) 事業実施結果報告 2/2

生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等の費用の合計 (①)		480,000円
生産性向上等に向けた取組に関連する経費の費用の合計 (②)		420,000円
費用額合計 (①+②)		900,000円
4 申請日から事業実績報告までの間の解雇等※の状況 (交付要綱第4条第3項第1号関係)		
なし		
5 他の助成金の受給、申請の有無 (交付要綱第4条第3項第1号のニ関係)		
有・無	有の場合、助成金の名称	
6 過去の業務改善助成金の受給の有無 (交付要綱第4条第3項第2号関係)		有・無
有の場合、前回助成事業完了時の事業場内最低賃金額		910円
7 労働関係法令違反の有無 (交付要綱第4条第3項第3号関係)		有・無
8 補助金等の決定取消し等の有無(過去3年) (交付要綱第4条第3項第4号関係)		有・無
9 暴力団関係事業場の該当の有無 (交付要綱第4条第3項第5号関係)		有・無
10 破壊活動防止法の該当の有無 (交付要綱第4条第3項第6号関係)		有・無
11 倒産の有無 (交付要綱第4条第3項第8号関係)		有・無
12 その他		

※ 解雇等とは、解雇（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責めに帰すべき事由に基づいて解雇した場合は、その旨を記載してください。）のほかに、①その者の非違によることなく勧奨を受けて労働者が退職した場合又は主として企業経営上の理由により退職を希望する労働者の募集を行った場合において、労働者がこれに応じた場合、②当該事業場の労働者の時間当たりの賃金額を引き下げた場合、③所定労働時間の短縮又は所定労働日の減少（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の正常な運営が不可能となった場合又は法定休暇の取得その他労働者の都合による場合を除く。）に係る労働契約の内容を変更して当該事業場の労働者について、変更前の労働契約に基づいて算定した賃金額より当該変更後の賃金額を減じた場合

7 生産性向上等に資する設備投資等」及び「関連する経費」ごとの合計額を記入してください。

8 別紙1「国庫補助金所要額調書」（16ページ参照）の①「A 総事業費」と一致します。

9 欄外の※に基づき記入してください。

10 同一年度内に、同一の事業について国、地方公共団体などの補助金の申請、交付決定、支給を受けている場合には、「有」に○をつけ、その名称を記入してください。

11 過去に業務改善助成金を受給した場合には、「有」に○をつけ、当該事業で定めた事業場内最低賃金額を記入してください。

なお、その額を下回る労働者がいる場合、支給対象となりません。

12 申請書の提出日の前日から起算して1年前の日以降において、労働関係法令に違反していることが明らか（司法処分等）である場合には支給対象となりません。

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (交付要綱様式第11号)

消費税について税込で国庫補助所要額を算定した助成事業者は、助成事業が完了し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後（仕入控除税額が0円の場合を含む。）速やかに、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所轄労働局長に報告しなければなりません。

仕入控除税額があることが確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を国庫に返還しなければなりません。

なお、仕入控除税額の計算方法については国税庁のホームページ
(<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm>)
をご参照ください。

様式第11号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

住 所 ●●県▲▲市■町0-0-0

事業場名 厚生労働株式会社 ●●支店

代表者職氏名 代表取締役 厚労太郎

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

令和○年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和○年○月○日○労働局第○号をもって交付決定を受けた令和○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 700,000 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 ○○円

3 添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 「事業実績報告書 別紙1（国庫補助金精算書）」（16ページ参照）の「L 差引過不足額」を記入してください。

④ 確定した仕入控除税額を記入してください。

⑤ ④の額が確認できる資料を添付してください。

支払請求書(交付要綱様式第13号)

事業実績報告書（交付要綱様式第9号）を提出し所轄労働局長から交付額確定の通知を受けた助成事業者は、速やかに支払請求書（様式第13号）を所轄労働局長に提出しなければなりません。

様式第13号

令和○年○月○日

●●労働局長 殿

〒000-0000 (〒×××-××××-××××) ①
助成事業主 住所 ●●県▲▲市■町 0-0-0

氏名 厚生労働株式会社 ●●支店 ②
代表取締役 厚労太郎

事業主が法人である場合は、主たる事務所の所在地、
法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

(代理人の場合)

住 所

事業場名

代理人氏名

令和3年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）
支払請求書 ③

令和○年○月○日○労発雇均第○号令和○年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金
（業務改善助成金特例コース）交付額確定通知書により確定した助成金額 700,000 円の
通知を受けた件について、【下記の振込先・様式第1号別紙2の14に記載の振込先】へ振
り込むよう請求します。

記 ④

助成金の振込先

金融機関名		支店名	
口座の種類（該当するものを○で囲んでください。）	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

① 事業場の所在地、名称を記入してください。交付を受けようとする事業場が本店ではなく支店等の場合は、企業名の後に支店名等を記入してください。

② 法人の場合は代表権を有する者の署名又は記名をしてください。

③ 助成金の振込先について、「事業実施計画書」（6ページ参照）に記入した口座から変更する場合は、「下記の振込先」の方に○をつけてください。

④ ③で「下記の振込先」に○をつけた場合は、新たに指定する振込先口座を記入してください。